

(注記一)
〔校正〕〔謄写〕

122 判事検事登用試験規則第五条による指定私立学校告示

〔明治二十六年十一月〕

十一月十四日

(注記二)

判事検事登用試験規則第五条ニ依リ私立学校ヲ指定ス

司法省告示

司法省告示第九十一号

判事検事登用試験規則第五条ニ依リ私立学校ヲ指定スルコト

左ノ如シ

関西法律学校

日本法律学校

東京法学院

獨逸学協会学校

東京専門学校

明治法律学校

慶應義塾

専修学校

和仏法律学校

明治二十六年十一月十四日

司法大臣 芳川顯正

(未費)
〔参照〕

司法省令第十六号判事検事登用試験規則(明治二十四年五月

十五日)抄録

第五条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ

男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

一 官立学校及司法大臣ニ於テ指定シタル公私立ノ学校ニ於
テ三年以上法律学ヲ修メタル証書ヲ有スル者

〔公文類聚第十七編 明治廿六〕
〔年 卷二十一〕 2A, II, ④663